

会計検査院規則第三号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第三十八条並びに情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項及び第四項並びに第七条第一項の規定に基づき、会計検査院審査規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月二十九日

会計検査院長 森田 祐司

会計検査院審査規則の一部を改正する規則

会計検査院審査規則（平成十八年会計検査院規則第六号）の一部を次のように改正する。

目次中「雑則（第二十一条）」を「雑則（第二十一条―第二十八条）」に改める。

第六条第二項中「氏名」を「氏名（以下「法人の代表者等の氏名」という。）」に改める。

第七条第一項中「記載した意見書及び意見書に記載した」を「記載した書面又は当該意見を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）（以下これらを「意見書」という。）及び意見書に記載し、又は記録した」に改める。

第八条第二項中「書面」を「書面、電磁的記録」に改める。

第十六条第一項中「記載した審査要求書」を「記載した書面又はこれらの事項を記録した電磁的記録（以下これらをこの章において「審査要求書」という。）」に改める。

第十七条第一項中「記載した意見書」を「記載し、又は記録した意見書」に改める。

第二十一条の次に次の七条を加える。

（電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等の指定）

第二十二条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等（情報通信技術活用法第三条第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。）は、この規則の規定により会計検査院に対して行われる申請等とする。

（申請等に係る電子情報処理組織）

第二十三条 情報通信技術活用法第六条第一項に規定する会計検査院規則で定める電子情報処理組織は、会計検査院の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

2 前項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機は、会計検査院の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

第二十四条 情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、当該申請等を書面等（情報通信技術活用法第三条第五号に規定する書面等をいう。以下同じ。）により行うときに記載すべきこととされている事項を、申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、その氏名（法人の代表者等の氏名を含む。）を同項の電子計算機から入力しなければならない。

3 情報通信技術活用法第六条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて会計検査院規則で定めるものは、第一項の規定により申請等を行う者が、その氏名又は名称及び法人の代表者等の氏名を同項の電子計算機から入力することをいう。

4 この規則の規定により、同一内容の書面等を複数必要とする申請等について、第一項の規定に基づき当該書面等のうち一通に記載すべき又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。

（電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる処分通知等の指定）

第二十五条 情報通信技術活用法第七条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる処分通知等（情報通信技術活用法第三条第九号に規定する処分通知等をいう。以下同じ。）は、この規則の規定により会計検査院が行う処分通知等とする。

（処分通知等に係る電子情報処理組織）

第二十六条 情報通信技術活用法第七条第一項に規定する会計検査院規則で定める電子情報処理組織は、会計検査院の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

2 前項に規定する処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機は、会計検査院の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第二十七条 会計検査院は、情報通信技術活用法第七条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を会計検査院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第二十八条 情報通信技術活用法第七条第一項ただし書に規定する会計検査院規則で定める方式は、第二十六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の会計検査院に対する届出とする。

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

新旧対照

会計検査院審査規則（平成十八年会計検査院規則第六号）（抄）

下線部分が改正箇所

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 <u>雑則（第二十一条 - 第二十八条）</u></p> <p>（審査要求の方式）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 審査要求人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査要求をするときは、審査要求書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の<u>氏名（以下「法人の代表者等の氏名」という。）</u>及び住所を記載しなければならない。</p> <p>3～7（略）</p> <p>（審査要求書等の副本の送付）</p> <p>第七条 会計検査院は、審査要求書及び資料の提出があったときは、その副本を主務官庁その他の責任者（以下「主務官庁等」という。）に送付し、相当の期間を定めて、審査要求に対する意見を<u>記載した書面又は当該意見を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式</u><u>その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものを</u></p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（同左）</p> <p>第三章 <u>雑則（第二十一条）</u></p> <p>（審査要求の方式）</p> <p>第六条（同左）</p> <p>2 審査要求人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査要求をするときは、審査要求書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の<u>氏名及び住所を記載しなければならない。</u></p> <p>3～7（同左）</p> <p>（審査要求書等の副本の送付）</p> <p>第七条 会計検査院は、審査要求書及び資料の提出があったときは、その副本を主務官庁その他の責任者（以下「主務官庁等」という。）に送付し、相当の期間を定めて、審査要求に対する意見を<u>記載した意見書及び意見書に記載した事実を立証する資料の提出を求め</u><u>ることができる。</u></p>

いう。以下同じ。) (以下これらを「意見書」という。)及び意見書に記載し、又は記録した事実を立証する資料の提出を求めることができる。

2～6 (略)

(審査の方法)

第八条 (略)

2 会計検査院は、必要に応じ、審査要求人又は主務官庁等その他の関係者に、書面、電磁的記録若しくは口頭による説明又は資料の提出を求めることができる。

3 (略)

(審査要求の方式)

第十六条 各省各庁の長は、補償請求を審査に付する(以下この章において「審査要求」という。)ときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面又はこれらの事項を記録した電磁的記録(以下これらをこの章において「審査要求書」という。)を提出してしなければならない。

- 一 補償請求人の氏名又は名称及び住所
- 二 補償請求に係る国有財産に関する事務を分掌している部局等の長の官職及び氏名
- 三 補償請求に係る国有財産の国有財産台帳の記載事項
- 四 補償請求に係る事務を担当する職員の官職及び氏名
- 五 審査要求に至った経緯
- 六 補償請求人が補償すべき額等を申し出て

2～6 (同左)

(審査の方法)

第八条 (同左)

2 会計検査院は、必要に応じ、審査要求人又は主務官庁等その他の関係者に、書面若しくは口頭による説明又は資料の提出を求めることができる。

3 (同左)

(審査要求の方式)

第十六条 各省各庁の長は、補償請求を審査に付する(以下この章において「審査要求」という。)ときは、次の各号に掲げる事項を記載した審査要求書を提出してしなければならない。

- 一 補償請求人の氏名又は名称及び住所
- 二 補償請求に係る国有財産に関する事務を分掌している部局等の長の官職及び氏名
- 三 補償請求に係る国有財産の国有財産台帳の記載事項
- 四 補償請求に係る事務を担当する職員の官職及び氏名
- 五 審査要求に至った経緯
- 六 補償請求人が補償すべき額等を申し出て

いるときは、その額等及びその額等に対する各省各庁の長の意見
七 審査要求をしようとする事項についての訴訟の係属の有無
八 審査要求の年月日
九 添付資料の表示
2～4 (略)

(審査要求書等の副本の送付)

第十七条 会計検査院は、審査要求書及び資料の提出があったときは、その副本を補償請求人に送付し、相当の期間を定めて、補償額等の算定に対する意見を記載し、又は記録した意見書及び意見書に関連する資料の提出を求めることができる。

2・3 (略)

(電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等の指定)

第二十二條 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。)
第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等(情報通信技術活用法第三条第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。)は、この規則の規定により会計検査院に対して行われる申請等とする。

(申請等に係る電子情報処理組織)

第二十三條 情報通信技術活用法第六条第一項

いるときは、その額等及びその額等に対する各省各庁の長の意見
七 審査要求をしようとする事項についての訴訟の係属の有無
八 審査要求の年月日
九 添付資料の表示
2～4 (同左)

(審査要求書等の副本の送付)

第十七条 会計検査院は、審査要求書及び資料の提出があったときは、その副本を補償請求人に送付し、相当の期間を定めて、補償額等の算定に対する意見を記載した意見書及び意見書に関連する資料の提出を求めることができる。

2・3 (同左)

[新設]

[新設]

に規定する会計検査院規則で定める電子情報処理組織は、会計検査院の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

2 前項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機は、会計検査院の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

[新設]

第二十四条 情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、当該申請等を書面等（情報通信技術活用法第三条第五号に規定する書面等をいう。以下同じ。）により行うときに記載すべきこととされている事項を、申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない

2 前項の規定により申請等を行う者は、その氏名（法人の代表者等の氏名を含む。）を同項の電子計算機から入力しなければならない

3 情報通信技術活用法第六条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって会計検査院規則で定めるものは、第一項の規定により申請等を行う者が、その氏名又は名称及び法人の代表者等の氏名を同項の電子計算機から入力することをいう。

4 この規則の規定により、同一内容の書面等を複数必要とする申請等について、第一項の規定に基づき当該書面等のうち一通に記載すべき又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。

(電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる処分通知等の指定)

[新設]

第二十五条 情報通信技術活用法第七条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる処分通知等（情報通信技術活用法第三条第九号に規定する処分通知等をいう。以下同じ。）は、この規則の規定により会計検査院が行う処分通知等とする。

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

[新設]

第二十六条 情報通信技術活用法第七条第一項に規定する会計検査院規則で定める電子情報処理組織は、会計検査院の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

2 前項に規定する処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機は、会計検査院の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

[新設]

第二十七条 会計検査院は、情報通信技術活用法第七条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を会計検査院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

[新設]

第二十八条 情報通信技術活用法第七条第一項ただし書に規定する会計検査院規則で定める方式は、第二十六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の会計検査院に対する届出とする。